

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 太田川 | | <p>広島市（東区「馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品一丁目から温品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。」及び安芸区に限る。）、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡坂町</p> | |
|-----|--|--|--|

二 土砂流出防備保安林

| 江の川上流 | | 高梁川上流 | 森林計画区名 | 皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所 | 包括市町名 | 皆伐面積の限度（ヘクタール） |
|-------|-----|-------|--------|---------------------------------------|--|----------------|
| 三次 | 油木 | 油木 | 油木 | 神石郡神石高原町（油木、安田、小野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。） | 神石郡神石高原町（田頭、牧、草木、福永、古川、高光、相渡及び永野に限る。） | 二・三四 |
| 神石三和 | 豊松 | 神石 | 神石 | 神石郡神石高原町（上豊松、下豊松、笹尾、有木及び中平に限る。） | 神石郡神石高原町（井関、大矢、時安、坂瀬川、小畠、上、阿下、常光、亀石、高蓋、木津和、父木野、光信、桑木、階見及び光末に限る。） | 〇・六四 |
| 甲奴 | 君田 | 甲奴 | 甲奴 | 三次市（甲奴町に限る。） | 三次市（甲奴町に限る。） | 一六・四〇 |
| 布野 | 作木 | 布野 | 布野 | 三次市（布野町に限る。） | 三次市（布野町に限る。） | 六・四九 |
| 吉舎 | 三良坂 | 吉舎 | 吉舎 | 三次市（吉舎町に限る。） | 三次市（吉舎町に限る。） | 一六・九〇 |
| 双三三和 | 庄原 | 三良坂 | 三良坂 | 三次市（三良坂町に限る。） | 三次市（三良坂町に限る。） | 三・五二 |
| 総領 | 西城 | 三良坂 | 三良坂 | 三次市（三和町に限る。） | 三次市（三良坂町に限る。） | 一六・三四 |
| 口和 | 東城 | 三良坂 | 三良坂 | 三次市（三和町に限る。） | 三次市（三良坂町に限る。） | 五・二四 |
| | | 庄原 | 庄原 | 庄原市（総領町、西城町、東城町、口和町、高野町及び比和町を除く。） | 庄原市（総領町、西城町、東城町、口和町、高野町及び比和町を除く。） | 二九・七四 |
| | | 庄原市 | 庄原市 | 庄原市（総領町に限る。） | 庄原市（総領町に限る。） | 〇・八八 |
| | | 庄原市 | 庄原市 | 庄原市（西城町に限る。） | 庄原市（西城町に限る。） | 一三・一六 |
| | | 庄原市 | 庄原市 | 庄原市（東城町に限る。） | 庄原市（東城町に限る。） | 三五・四二 |
| | | 庄原市 | 庄原市 | 庄原市（口和町に限る。） | 庄原市（口和町に限る。） | 一一・二二 |

| | | |
|------|---|--------|
| 大野 | 廿日市市(宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで及び大野に限る。) | 二二六・八二 |
| 安芸府中 | 安芸郡府中町 | 一八・八四 |
| 海田 | 安芸郡海田町 | 九・三八 |
| 熊野 | 安芸郡熊野町 | 五三・六八 |
| 坂 | 安芸郡坂町 | 二四・三〇 |
| 加計 | 山県郡安芸太田町(大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内及び大字観音に限る。) | 六八・〇五 |
| 筒賀 | 山県郡安芸太田町(大字上筒賀及び大字中筒賀に限る。) | 一四・四二 |
| 戸河内 | 山県郡安芸太田町(大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷に限る。) | 四〇・六九 |
| 芸北 | 山県郡北広島町(東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苅屋形、草安、奥原、土橋及び大元に限る。) | 三・五三 |
| 大朝 | 山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚に限る。) | 二二・五〇 |

| | | |
|-----|--|--------|
| 福山 | 福山市(内海町、沼隈町、神辺町及び新市町を除く。) | 一三三・〇一 |
| 内海 | 福山市(内海町に限る。) | 一五・七四 |
| 沼隈 | 福山市(沼隈町に限る。) | 四〇・九〇 |
| 神辺 | 福山市(神辺町に限る。) | 六五・六四 |
| 新市 | 福山市(新市町に限る。) | 二五・二六 |
| 府中 | 府中市(上下町を除く。) | 五六・〇八 |
| 上下 | 府中市(上下町に限る。) | 四二・七八 |
| 東広島 | 東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び芸津町を除く。) | 三三〇・四八 |
| 黒瀬 | 東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬松ヶ丘に限る。) | 七一・五七 |
| 福富 | 東広島市(福富町に限る。) | 二二・二二 |
| 豊栄 | 東広島市(豊栄町に限る。) | 五五・九五 |
| 河内 | 東広島市(河内町に限る。) | 一〇六・四九 |
| 安芸津 | 東広島市(安芸津町に限る。) | 七〇・九五 |
| 江田島 | 江田島市(江田島町に限る。) | 四一・四二 |
| 能美 | 江田島市(能美町に限る。) | 四・一二 |
| 沖美 | 江田島市(沖美町に限る。) | 二九・七六 |
| 大柿 | 江田島市(大柿町に限る。) | 九・六〇 |
| 大崎 | 豊田郡大崎上島町(中野、原田及び大串に限る。) | 五・八五 |
| 東野 | 豊田郡大崎上島町(東野に限る。) | 〇・〇四 |
| 木江 | 豊田郡大崎上島町(木江、沖浦及び明石に限る。) | 八・一四 |
| 甲山 | 世羅郡世羅町(大字青近、大字赤屋、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世良、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字別迫に限る。) | 一八四・三七 |

| | | | |
|--|-----|--|-------|
| | 世羅 | 世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字黒瀨、大字三郎丸、大字重永、大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。） | 七三・三四 |
| | 世羅西 | 世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。） | 二四・七五 |

三 干害防備保安林

| | | |
|--------|---|----------------|
| 森林計画区名 | 皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所 | 皆伐面積の限度（ヘクタール） |
| 瀬戸内 | 府中市（上下町に限る。） | 三・〇二 |
| | 東広島市（黒瀨町、黒瀨学園台、黒瀨春日野一丁目、黒瀨春日野二丁目、黒瀨切田が丘一丁目から黒瀨切田が丘三丁目まで、黒瀨桜が丘一丁目、黒瀨松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。） | 九・五〇 |

四 保健保安林

| | |
|---------------------------|----------------|
| 皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所 | 皆伐面積の限度（ヘクタール） |
| 高梁川上流森林計画区 | 二・九四 |
| 江の川上流森林計画区 | 二八・〇四 |
| 太田川森林計画区 | 三六〇・二九 |
| 瀬戸内森林計画区 | 一八三・六一 |